

# 「日吉南小学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月25日策定

令和6年3月末改訂

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（横浜市いじめ防止基本方針 平成25年12月 より）

※法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要。

### (2) いじめを防止するための基本的な考え方・基本理念（方向性）

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

（日吉南小学校ではいじめを防止するために次のような基本理念で対応していく。）

- ① いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性のある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題にせず、広く社会全体で取り組む必要がある。
- ③ あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ④ 子どもが主体となって、「いじめのない子ども社会を形成する」という意識を育むため、発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるような指導を行い、いじめの未然防止に努める。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートを行ったり必要に応じて個別の面談を実施したりするなどし、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握をし、いじめの早期発見・積極的認知に努める。
- ⑥ 学校と保護者はパートナーという基本認識に立ち、子どもの健全育成を図る。いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域などと連携し、それぞれがその役割を自覚し、

主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

- ⑦ いじめの解決にあたっては、「いじめを絶対に許さないこと」「いじめられている子どもを守り抜くこと」を表明し、学校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に解決に取り組む。

### (3) 学校いじめ防止基本方針の目的

本校は、上記の基本理念を大切にしながら、全職員がそれぞれの役割を自覚し主体的かつ相互に連携を取りながら児童指導・支援に取り組む。いじめが起こった後の問題対応を重視するだけでなく、子どもの自己有用感やわかる授業づくりを通して子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

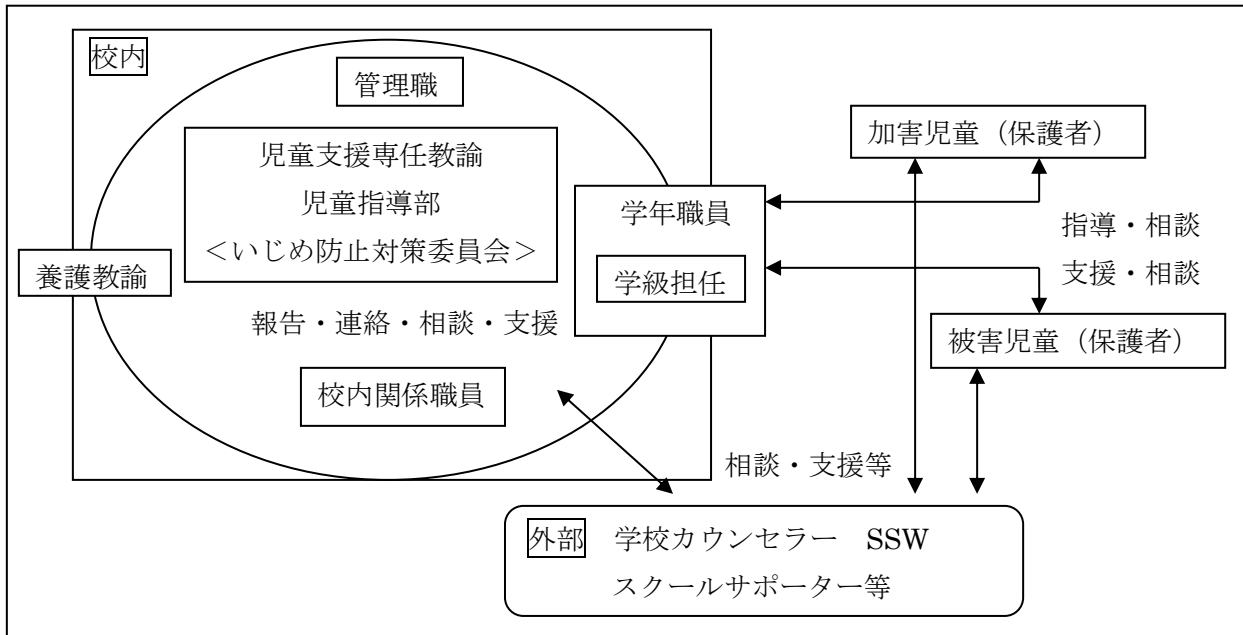
### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ① 目的 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめ問題の解決に関する措置を実行的にかつ組織的に行う。
- ② 構成 児童支援専任教諭を主とした児童指導部が、管理職に報告・相談しながら中心となって動く。
- 校内（管理職、児童支援専任、教務主任、学年主任、児童指導担当教諭、養護教諭）校外（SC、SSW等、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。）
- ③ 運営 ・月1回以上定期的に開催する。
- ・いじめを認知した際、また、疑いがある段階で、直ちに開催する。
  - ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
  - ・話し合われた内容については全職員で共通理解する。

### (2) 組織の役割

- ① 未然防止
- ・日吉南小学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画作成を中心となって進める。
  - ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」（以下横浜プログラム）等を活用し子ども達の社会的スキルの育成を図るなど、いじめの未然防止に努める。
- ② 早期発見・事案対処
- ・早期発見・早期解決を心がけ、いじめの相談窓口としての役割を担う。
  - ・いじめ発生時には、情報の収集や分析・記録・共有化を図り、指導・支援体制を確立し、いじめ問題に組織的に対応する際の中核となる。
  - ・被害加害児童の支援・指導等を適切に行い、いじめ問題の根本的な解決を図る。
- ③ 取組の検証
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。

## 組織図



### (3) 「いじめ防止対策委員会」年間計画

定例会 月 1 回児童指導委員会内で情報交換・指導状況の確認・児童指導研修の計画、立案

4月	ひよみなルールブックの確認 新学年引継ぎ時の児童支援 児童支援研修の実施 タブレット端末の使い方指導	10月	YP アセスメント実施② 児童支援研修の実施(前期の振り返り)
5月	いじめ早期発見のための生活アンケート実施	11月	人権週間の取組に向けて
6月	横浜子ども会議・非行防止少年サミットに 向けての取組 YP アセスメント実施①	12月	児童支援研修の実施 冬休みの過ごし方指導 いじめ解決一斉キャンペーンアンケート 実施
7月	SOS の出し方教育プログラム実施 非行防止教室の実施(スマホの使い方など) 夏休みの過ごし方指導 特別支援研修の実施 児童支援研修の実施	1月	いじめ防止対策委員会の取組の見直し (PDCA)
8月	横浜子ども会議・非行防止少年サミット	2月	新年度学級編制に向けての配慮事項等 引継ぎ
9月		3月	春休みの過ごし方指導

※通年：横浜プログラム・カウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談・個別面談の実施

※取組の様子を学校便り、学校ホームページで保護者や地域の方々へ発信する

### 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

#### (1) いじめ防止への取組

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを、学校を挙げて行う。
- ② 児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。
- ③ 「横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより「自己有用感」を高め、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

#### (2) いじめの早期発見

- ① 早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと。気づいた情報を「いじめ防止対策委員会」が中心となって確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。普段から子どもの生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談を行う。
- ② 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から「いじめ防止対策委員会」が的確に関わりをもち、積極的に認知する。
- ③ インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロールや児童の情報から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

#### (3) いじめに対する措置

##### ① 初期対応

- ア 被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、詳細に事実を把握し、記録する。解決に向けての方策を「いじめ防止対策委員会」が中心となって立てる。
- イ 被害児童の保護者への説明、及び意向の確認を行う。

##### ② 加害児童に対して

- ア 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で適切な指導を行うと共に、加害児童のストレスや不安等を認識し、再発防止に取り組む。
- イ 加害児童の保護者へ事実の説明を行い、今後の指導方針についての確認を行う。

##### ③ 継続対応

- ア いじめの再発防止に向けて、職員による見守りを行う。
- イ 被害児童の心のケアについて外部のSC等の支援も受けながら長期的・継続的に取り組む。

##### ④ いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ア いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
  - イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

#### (4) 研修（2－（3）年間計画参照）

児童の豊かな心の育成のため、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための研修を行っていく。具体的には児童指導研修・特別支援研修・横浜プログラムの研修等を行う。

#### (5) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民との意見交換の場である、「まちと共に歩むひよみな学校懇話会」、主任児童委員協議会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を地域共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進し地域と共にいじめ防止に取り組んでいく。

### 4 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

#### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに横浜市教育委員会に報告する。

#### (3) 重大事態の調査

いじめの事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにいじめ防止対策委員会を招集し、これが調査に当たる。調査の結果は、教育委員会に報告する。

#### (4) 児童及び保護者への報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について報告を行う。

### 5 その他

(1) 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合には、横浜市いじめ基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

(2) いじめ防止に対する学校の取組は、全保護者並びに地域の住民と共に行うものである。そのため、日吉南小学校いじめ防止対策基本方針は、「まちと共に歩むひよみな学校懇話会」や学校ホームページなどで広く地域へ通知することとする。